2　大臣官房に公文書監理官及び高齢・障害者雇用開発審議官を設置することとした。（第一八条関係）

3　大臣官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第一九条関係）

4　医政局医療経営支援課の所掌する国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関する事務等を同局研究開発振興課に移管することとした。（第三四条及び第三九条関係）

5　関係政令について、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）

6　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第八四号）（環境省）

1　大臣官房に、公文書監理官を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一一条関係）

2　大臣官房総合政策課及び環境経済課の所掌事務を変更することとした。（第一六条及び第一八条関係）

3　環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例の期間を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（附則第四項関係）

4　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（政令第八五号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の増員を行うこととした。（第六条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第八六号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　大臣官房に公文書監理官一人を置くとともに、大臣官房参事官の人数を四人から三人に減員することとした。（第一〇条の三及び第一〇条の四関係）

2　防衛装備庁先進技術推進センターの所掌事務を改めることとした。（第二一八条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　第四級賞詞又は第五級賞詞を授与される隊員に対して、新たに賞詞に添えて第四級防衛功労章又は第五級防衛功労章を授与するとともに、その返納について定めることとした。（第二条及び第四条関係）

2　大臣官房に新設される公文書監理官を幹部隊員とすることとした。（第五一条の五関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、小笠原手当の支給期間を延長することとした。（附則第三項関係）

2　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備の計画（指揮通信に係るものに限る。）に関する業務に従事することを本務とする職員等を俸給の調整額の支給対象に加えるとともに、調整数を定めることとした。（別表第二関係）

3　大臣官房に公文書監理官を置くこと等に伴い、俸給の特別調整額の対象官職及び種別を改めることとした。（別表第三関係）

4　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、落下傘降下作業手当が支給される職員の範囲の拡大等を行うこととした。（別表第五関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令等の一部を改正する政令（政令第八七号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　口座管理機関及び振替機関における証券口座に係る顧客の情報について、その管理方法として、各社債等に係る電磁的記録にその顧客の個人番号又は法人番号を記録するものとした。（第六条の二一の二～四関係）

㈡　単身児童扶養者について、単身児童扶養者に係る児童の要件を児童扶養手当法に規定する児童（父又は母以外の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）で前年の総所得金額等が四八万円以下であるものとし、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者の範囲を船舶が沈没した際現にその船舶に乗っていた者等とした。（第七条の三及び第四六条の二の三関係）

㈢　東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、所要の措置を講ずることとした。（附則第二七条の二関係）

㈣　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に係る法人の道府県民税及び市町村民税を非課税とする等の措置について、その対象となる外国法人を定めることとした。（附則第五条の二の二関係）

2　事業税

㈠　都道府県が当該都道府県内の市町村に交付する法人事業税交付金を算出する際に当該都道府県に納付された法人の事業税額に相当する額に乗じる率を一〇〇分の七・七とした。（第三五条の四の五、第三五条の四の七及び第五七条の二の七関係）

㈡　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に係る法人の事業税を非課税とする等の措置について、その対象となる外国法人を定めることとした。（附則第六条関係）

㈢　旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引を行う場合における当該電気事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該電気事業者が当該取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とした。（附則第六条の二関係）

3　不動産取得税

不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる小規模不動産特定共同事業者等が取得する家屋の要件に主要構造部が木造である共同住宅以外の家屋であること又は当該取得する家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が三〇〇万円以上（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）であることのいずれかに該当することについて証明された家屋であることを加えることとした。（附則第七条関係）

4　自動車税

㈠　道府県が当該道府県内の市町村に対し交付する環境性能割額の交付割合の引下げに伴い、各交付時期に交付すべき額の算定方法について改めることとした。（第四四条の八関係）

㈡　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る環境性能割の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車等の所有者又は対象区域内用途廃止等自動車等若しくは対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（当該所有者が個人である場合にはその相続人、当該所有者が法人である場合には合併法人等を含む。）とした。（附則第三二条関係）